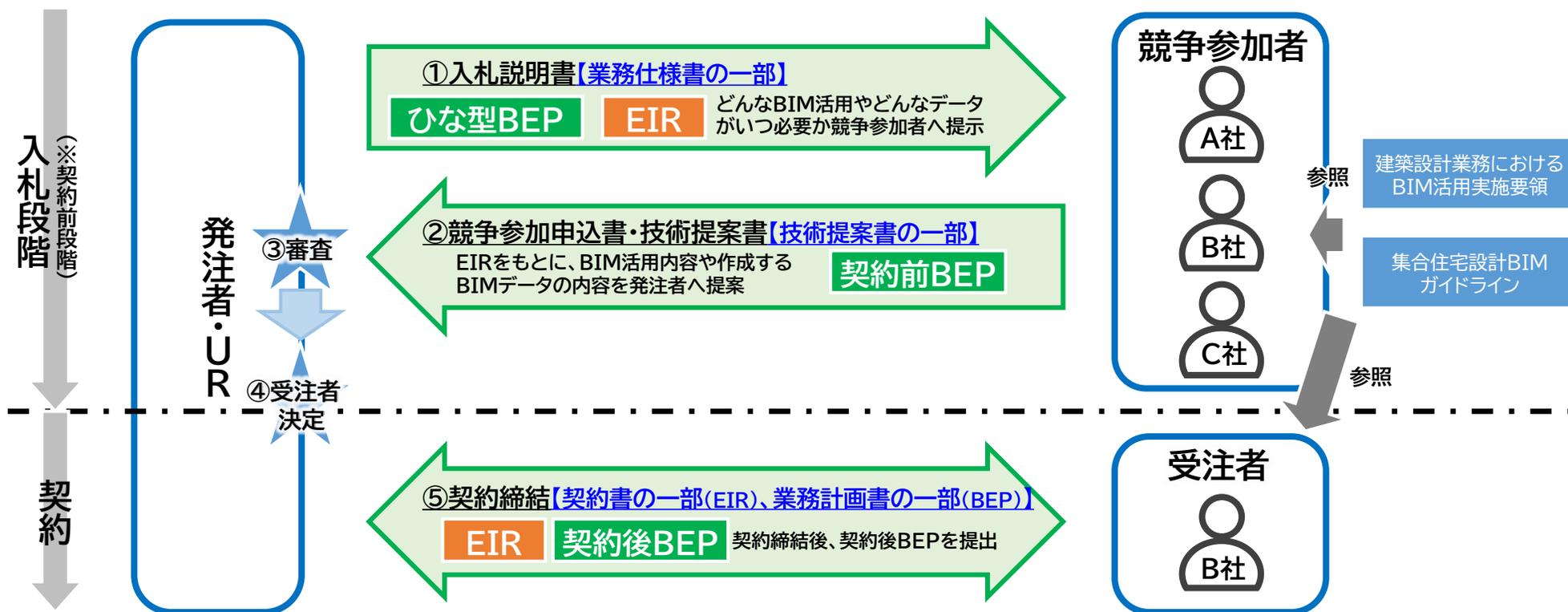


- 新築の設計業務では、指名競争入札を除くすべての業務において、技術提案でBIM活用を評価する取り組みを実施。
- ・BIM活用を評価する項目は、EIR(発注者情報要件・業務仕様書)で提示
- ・技術提案として提出された契約前BEP(BIM実行計画書)について、EIRとの適合状況に応じて技術評価点を加点

■BIM活用を評価する取り組みのフロー



EIRで示す内容

BIM活用の項目、BIMモデルの詳細度、BIMデータの内容、成果品、設計BIMデータの貸与等の要件を示す。

BIM活用の項目

基本設計段階	設計条件等と設計図書の整合性の確認
	BIMモデルを用いた配置検討及び内観の提示
	基本設計図書(一般図、住戸平面図等)の作成
	整合性確認の実施
	概算工事費の算出
実施設計段階	実施設計図書(一般図、住戸詳細図等)の作成
	整合性確認の実施
	概算工事費の算出
	実施設計図書(詳細図等)の作成

※EIRで提示するBIMモデルの詳細度の目安は、「集合住宅設計BIMガイドライン」で示す各ステージの詳細度よりも、BIM導入・活用を促すため、下げたものとする。

※競争参加者が上記のBIM活用の項目以外でBIM活用することについて、発注者が妨げることはない。

BIMデータとしての成果品

今般のBIM活用実施は、BIM導入・活用を促すためであることから、BIM活用の評価項目の成果品は、技術提案として実施した事項が確認できる資料(議事録やプリントスクリーンの画像)の提出で可とする。

ただし、評価項目で、

- ・基本設計図書(一般図、住戸平面図等)の作成
- ・実施設計図書(一般図、住戸詳細図等)の作成

を設定する場合は、

- ・基本設計、実施設計図書の作成に係るBIMデータ
- ・実施設計図書の作成に係るBIMデータ説明資料※

※BIMデータのうち、2次元加筆の内容を示す資料
(3次元の形状情報と図面間で、整合性が図れていない点の説明)
を成果品として提出を求める。

設計BIMデータの貸与等

・発注者は、工事受注者への貸与が可能である設計BIMデータがある場合には、BIM伝達会議を開催。

同会議において、設計意図伝達業務受注者から工事受注者、監督員へ設計BIMデータ及びBIMデータ説明資料を用い説明する。

・工事受注者が設計BIMデータを活用する場合には、発注者から工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

契約前BEPで記載を求める内容

契約前BEP(BIM実行計画書)の様式は任意とするが、EIRに添付のBEPのひな型に記載の事項を求める。

記載項目	評価の着眼点	BEPのひな型
BIM活用の目的と、BIM活用事項(評価項目と評価項目以外の内容)	BIM活用の目的と、BIM活用事項を記載する。 評価項目を記載する。	1.3 3.1 3.2
BIMモデルの詳細度	EIRの評価項目で求める詳細度の目安に応じて、記載する。 目安に達していない場合は、評価はしない。	別表1 別表2
BIMモデルと連動しない箇所等が分かる資料 モデリング・入力ルールに係る項目及び記載内容	基本設計図書、実施設計図書作成をBIM活用項目とする場合は、必須とし、 適切な記載がない場合、評価はしない。 上記を含まない場合は、不要とする。	4. 別表3 別表4
BIM関連体制表、BIM関連スケジュール、参照図書、BIM調整会議実施計画	体制やワークフロー(承認フロー)を、BIMでの設計に対応したものを記載する。	1.1, 1.2, 2.3, 2.5, 2.6
使用するBIMソフトウェアの種類とバージョン、発注者へのBIMデータの提示方法	発注者との情報共有環境を記載する。	2.1, 2.2 2.4

※EIRに、BEPの例示を添付。BEPの例示には、「BIM活用の評価項目」の記載例、「BIMモデルの詳細度」の記載例、「BIMデータ説明資料」の記載例、「モデリング・入力ルールに係る項目及び記載内容」の記載例を記載。(BEPのひな型は、編集可能なデータをURホームページにて公開)

※なお、URにおける設計BIM実施は、国土交通省の実施する建築BIM加速化事業の対象となる。

建築BIM加速化事業の詳細、申請手続き等については、建築BIM加速化事業実施支援室のホームページにおいて確認すること。